第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することと致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに同法に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還方法につきましては、該当する顧客取引並びに該当する財産はございません。

平成二十五年二月二十五日

東京都文京区大塚四丁目四三番六号

HPマネジメント株式会社

代表取締役　吉村　仁志

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十五年三月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止する事と致しました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十五年二月二十五日

東京都港区南青山一丁目二六番四号六本木ダイヤビル

東京プロパティコンサルティング株式会社

代表取締役　小林　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少し八十八億四千五百七十万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/0039.html

平成二十五年二月二十五日

東京都千代田区内神田二丁目二番六号五階

あすな会計事務所内

特定目的会社ドリーム・ロジスティクス・ファンド　取締役　中垣　光博

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を二十九億二千三百万円減少し、十二億五千二百万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年三月二十七日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

http://www.ko-koku.jp

平成二十五年二月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京

共同会計事務所内

東梅田ポルタ特定目的会社

取締役　海田　雅人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少し、十四億八千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年三月二十六日であり、社員総会の決議は平成二十五年二月二十二日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年八月二十一日

掲載頁　五十八頁（号外第一八〇号）

平成二十五年二月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG20特定目的会社

取締役　石田　泉

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を九十億円減少し二十一億一千八百五十万円として、発行済優先出資総口数二十二万二千三百七十口を一口に対して金五万円をもって四万二千三百七十口に有償消却することとしました。消却する優先出資の口数は十八万口、消却の方法は強制有償消却とし、消却に要する額は、九十億円です。効力発生日は平成二十五年三月二十七日であり、臨時社員総会の決議は平成二十五年二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は次のとおり公告しています。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十二日

掲載頁　一二八頁（号外第八十五号）

平成二十五年二月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京

共同会計事務所内

特定目的会社湘南辻堂インベストメント

取締役　荒川　真司

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は優先資本金の額を九十億円減少し二十一億一千八百五十万円として、発行済優先出資総口数二十二万二千三百七十口を一口に対して金五万円をもって四万二千三百七十口に有償消却することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年三月二十七日までに当社にご提出ください。なお、期日までに提出されない優先出資証券は無効となります。

平成二十五年二月二十五日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京

共同会計事務所内

特定目的会社湘南辻堂インベストメント

取締役　荒川　真司

訂正公告

平成二十五年二月十二日（号外第二十六号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「⑥平成23年8月19日」とあるは「⑥平成23年8月18日」の、「⑨平成24年1月23日」とあるは「⑨平成25年1月23日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十五年二月二十五日

東京都北区赤羽一丁目三二番三号

株式会社セカンドステージ

代表取締役　今野　陽太

訂正公告

平成二十五年二月十九日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を七千八百万円減少する」とあるは「資本金の額を一億五千八百万円減少する」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年二月二十五日

東京都千代田区神田保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

株式会社ゴールド24

代表取締役　安藤　隆夫

訂正公告

平成二十五年二月十八日掲載の左記会社に係る吸収分割公告中、(乙)の電子公告アドレス「http://wavelock.co.jp/」とあるは「http://www.wavelock.co.jp/」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年二月二十五日

東京都中央区明石町八番一号

株式会社イノベックス

代表取締役　青木　隆志

訂正公告

平成二十五年二月二十一日（号外第三十三号）掲載の株式会社M，S，Kに係る解散公告中、「株式会社M，S，K」とあるは「株式会社M，S，K」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年二月二十五日

扱　店

取消公告

平成二十五年一月二十一日（号外第十一号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十五年二月二十五日

滋賀県野洲市辻町五二三番地

（甲）株式会社黒田商会

代表取締役　黒田　力

滋賀県野洲市市三宅二〇三〇番地

（乙）エコニス株式会社

代表取締役　川﨑　忠司

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年十二月七日目次欄中（原稿誤り）				
一三	一	一六～一五（終りから）	定める者	定める者を定める告示
平成二十四年十二月七日観光庁告示第十三号（通訳案内士法施行規則第三条第五号の規定に基づき国土交通大臣が定める者及び地域限定通訳案内士試験実施基準の一部を改正する件）（原稿誤り）				
六	四	二一～二二（終りから一六～一二）	定める者	定める者を定める告示
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月二十五日付第三五号九　六ページ●同日付政府調達第三五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）